

愛知県公文書館研究紀要 創刊号（二〇一三年三月発行）

近世の豊川水運に関わる複数の「通船掟書」について

田中 博久

## 近世の豊川水運に関わる複数の「通船掟書」について

田中 博久

はじめに

本稿で取り上げる「通船掟書」（以降「掟書」とする）は、三河国八名郡乗本村菅沼八左衛門家文書に伝来した、豊川で水運を行っていく上で必要な取り決めが記された史料である。現在、同家史料は様々な研究機関に所蔵されており、東京都の国文学研究資料館に一九六一点、豊橋市美術博物館所蔵の橋良文庫に約五〇〇点<sup>(1)</sup>、愛知大学総合郷土研究所に三五〇点<sup>(2)</sup>所蔵されている。<sup>(3)</sup>

過去の自治体史における掟書への言及は、文化三年（一八〇六）作成の掟書の内容紹介に留まっているものが多い。その中で『新城市誌』<sup>(4)</sup>が、掟書の内容を紹介しつつ、「舟人（船頭）は船持の定めた「掟」によって動かされ船親とよばれた船持と舟人の間には、親方と子方の従属関係の存在したことがうかがわれる」と述べており、船持と船人の関係性について言及している。

その後、『愛知県史 資料編十九 近世五 東三河』<sup>(5)</sup>が刊行され、それまでに取り上げられなかった、多種多様な史料が掲載された。豊川水運に関しても、上流部から下流部まで様々な地方文書が収録され、先の自治体史では取り上げられなかった延享四年（一七四七）作成の掟書<sup>(6)</sup>などが紹介

された。さらに、『愛知県史 通史編五 近世二』<sup>(7)</sup>では、掟書を船持の提示に対して船人が請印をするものと特徴付け、延享四年（一七四七）・安永二年（一七七三）・寛政四年（一七九二）・文化十四年（一八一七）の計四回作成された、と述べている。また、川船所有者である船持と船乗りである船人が明確に分かれており、船人は船持に雇われる存在であるが、時には雇用条件をめぐって船持と対立することもあった、とも述べている。

以上のように、『愛知県史』の刊行により豊川水運にまつわる掟書が複数現存していることが示唆された。そこで本稿では、豊川水運に関する掟書を取り上げ、各掟書間の作者や奥書、内容などを比較しながら解説を試みる。

### 一 掟書の概要

#### （一）近世の豊川水運における乗本村と菅沼家

掟書の解説の前に、近世の豊川水運における乗本村と菅沼家について述べてゆく。近世では、豊川水運を通じて奥三河や信濃・遠江の物資を吉田や前芝（共に現在の愛知県豊橋市）などに運搬しており、長篠村・乗本村・有海村（いずれも現在の愛知県新城市）が古くから特権を有していた、と当該地の自治体史で評価されてきた。特に寒狭川と宇連川の合流地点に位

置していた乗本村は、物資運送上の重要な場所とされ、大正十五年（一九二六）に初版が刊行された『改訂 八名郡誌<sup>(11)</sup>』では同所を「大野川合乃至遠州秋葉山、信州伊奈方面へ貨物輸送ののどくびに当」たる、と記している。

乗本村で水運に使用されていた船の数は、延宝五年（一六七七）に三河代官鈴木八右衛門重政へ願い出て鵜飼船十艘を建造し、一艘につき運上として鏝銭二百文を納めて水運を営んでいた。その後は新規に茶荷物の取引を開始するなど、舟運の活況に伴い船の所持数を増やしてゆき、延享三年（一七四六）・寛延三年（一七五〇）にそれぞれ五艘増やし、合計で二〇艘となっている。<sup>(12)</sup>

菅沼八左衛門家は、現在の愛知県新城市乗本にて回漕業などを営み、屋号を「為屋」と名乗ってきた。五代当主菅沼八左衛門定正が、正保元年（一六四四）より回漕業を始め、現在の宇連川と黄柳川の合流地点付近の「羽根」と呼ばれる場所に物資の集散場を設立した。延宝九年（一六八一）からは、乗本村内の船持が交代制で同家問屋の荷物を運搬するようになり、<sup>(13)</sup>乗本村の重要な産業と位置付けられていたと考えられる。

## （二）掟書の現存状況

豊川水運に関する掟書が複数現存することは判明したが、全部で何点現存しているだろうか。地方文書から過去の掟書への言及を確認すると、『愛知県史 通史編五 近世二』で提示された文化十四年（一八一七）作成の掟書に次のように記されていた。

## 史料一

### 鵜飼通船掟一札之事

一百四拾年以前延宝六丑年、七拾年以前延享三寅年、同四卯年、四拾四年以前安永弍巳年船持仲間連判定之通堅相守、鵜飼通船運送持無油断致出精御年貢上納仕、御林御伐出シ御用之荷物船積材木筏運送被仰付候節者、両村役人船主・船人立会川水見届大切ニ運送可相勤候事<sup>(14)</sup>

（後略）

（注：傍線筆者）

第一条では、過去の掟書を遵守する旨が記されている。傍線部によると、具体的には延宝六年<sup>(15)</sup>（一六七八）・延享三年（一七四六）・延享四年（一七四七）・安永二年（一七七三）の史料が挙げられており、文化十四年（一八一七）時点ではこの四点が掟書と認識されていた。これらは延享三年（一七四六）のものを除いて豊橋市美術館で所蔵が確認された。注目すべきは、『愛知県史 通史編五 近世二』に掟書と位置付けられていた寛政四年（一七九二）作成の掟書と、『新城市誌』などに掲載されていた文化三年（一八〇六）作成の掟書が、ここでは触れられていない点である。また一方で、それまでの自治体史には掲載されなかった延宝丑六年（一六七八）や、延享三年（一七四六）に作成された連判状を掟書として紹介している。当時の豊川水運の掟書には、『愛知県史』で特徴付けられた船人の請印の有無とは別に、掟書とみなす判断基準が存在していたことが窺われる。そこで、現在公開されている菅沼家文書の目録<sup>(17)</sup>のうち、「掟」や「定書」をキーワードに史料を抽出した。さらに水運に関する内容のものに限定した結果、上記以外に宝暦四年<sup>(18)</sup>（一七五四）と文化三年<sup>(19)</sup>（一八〇六）、文化

表1 掟書の末文

	末文
延宝六年掟書	此上者新舟出来候か、又ハ新規ニ荷宿出来候路も、舟中間之儀ハ右の詮義ニ可仕候、為後日仍手形如件
延享四年掟書	右之通両村舟持立合相談之上相究申候、然上者無相違船人江可申付候、以上
宝暦四年掟書	右之通此度船持立会相談之上定書依如件右本言銘々印形致六左衛門へ渡置
安永二年掟書	右之通相守鵜飼通船運送持無油断出情可致候、尤先規古例之事ニ有之候得共年久敷相成、不致罷有候者茂有之、心得違等茂出来致候ニ付、此度船持并荷物請弘渡世致候者共立会、通船掟申合候連判為後証依如件
寛政四年掟書	右之通両村船持立会、相談相定候上者向後屹度相守可申候、若ヶ条之外ニ茂通船差障り不埒之船人有之候節者、船持立会当川筋稼差留候間、心得違等無之様仲間中申合、通船上下可仕候以上
文化三年掟書	右之趣此度船持立会相談之上相定候間、以来仲間中之無怠勤急度相守可申候、若シ相乱之外族有之候ハ、番荷物割当テ等之儀ニ而過怠可申達積り、勿論其品々軽重之寄評儀之上取斗申候、依而船持惣連印如件
文化十四年掟書	右之通堅相守鵜飼通船運送持無油断出精可致候、尤先規古例之事ニ候得共年久鋪相成、不存罷在候者茂有之、心得違等致出来候ニ付、此度両村役人并船持荷物受弘致渡世候者立会、通船掟申合七致連印処為後証仍如件

十三年(一八一六)<sup>(20)</sup>に作成された史料が抽出され、掟書は合計で八点確認された。そのうち文化十三年(一八一六)作成の掟書は、文化十四年(一八一七)とほぼ同一文言であることから同年史料の案文と比定し、今回は対象外とした。以下、この七点を掟書(以降、「〇〇年掟書」とする)とみなし、内容及び文言の類似性に着目しながら比較をしてゆく。

### (三) 掟書の末文

七点の掟書の末文を列挙したのが表1<sup>(21)</sup>である。安永二年掟書と文化十四年掟書を除く五点で、この掟書が船持の相談により決定した旨が記されている。寛政四年掟書と文化三年掟書は、条文を守ることに加えて違反者への対応が記述されている。前者は「若ヶ条之外ニ茂通船差障り不埒之船人

有之候節者、船持立会当川筋稼差留候」とあり、運航を妨げた船人に対して水運による稼ぎを禁止している。後者は「若シ相乱之外族有之候ハ、番荷物割当テ等之儀ニ而過怠可申達積り」とあり、違反者へは輪番荷物の割り当てなどに関する罰則を与える、としている。安永二年掟書と文化十四年掟書は、条文を守る旨を記した上で掟書の作成契機を述べており、年月の経過で古例を守らない者も現れたため、船持や問屋などが立ち会い作成した、としている。また両末文の文言は、異体字など若干の差異はあるが、ほぼ同一の文言が使用されていた(表1下線部)。

### (四) 掟書の作成者

表2は、掟書の作成者を列挙したものである。延宝六年掟書・宝暦四年掟書・文化三年掟書を除く四点で船持の署名が確認された。そのうち、安永二年掟書と文化十四年掟書は、船持に加えて「荷物請弘会所」すなわち問屋の署名も確認された。また、安永二年掟書はさらに名主の署名も追加されていた。延宝六年掟書は署名のみだが、延宝九年(一六八一)の加筆部分に「乗本・小川・久間船持仲間ニ而諸々荷物我勝ニ積申ニ付而、延宝六年正月廿六日ニ船仲間之者共立合吟味之上、如此一紙連判致舟積之作法相定置候<sup>(22)</sup>」とあることから、乗本村の船持の署名と推定される。文化三年掟書も署名のみ記されているが、前後の掟書に記載された船持の人名と照合すると、多くが乗本村の船持と合致することから、乗本村の船持と推定される(表2下線部)。宝暦四年掟書は「船持銘々」と書かれており、作成者は不明である。

作成者の居村は、長篠村と乗本村が多く、七点のうち四点が両村船持の連名で作成されていた。そのうち寛政四年掟書と文化十四年掟書には、有

表2 掟書の作成者

	作成者
延宝六年掟書	三郎左衛門、二郎右衛門、久左衛門、長三郎、藤右衛門、源助、平兵衛、七郎右衛門、九郎左衛門
延享四年掟書	乗本村船持 金十郎、八左衛門、茂左衛門、四郎右衛門、平八郎、弥七郎、藤介、次郎七 長篠村船持 善兵衛、傳右衛門、惣兵衛、勘左衛門、左左衛門
宝暦四年掟書	船持銘々
安永二年掟書	長篠村荷物請払会所 傳右衛門、半左衛門代 助左衛門、左左衛門
	乗本村荷物請払会所 八左衛門代 慎吉
	乗本村船持 八左衛門、次郎八、長藏、半七郎、善六郎、重藏、惣次郎、四郎兵衛、儀右衛門、慎吉
	乗本村名主 重左衛門
	長篠村船持 佐五七、佐七郎、傳右衛門、為八郎、庄次郎 長篠村名主 半左衛門
寛政四年掟書	乗本村船持 藤十、善六、次郎八、惣次郎、次郎兵衛、周助、定七、八左衛門、正藏、長兵衛、兵右衛門、半藏
	有海村船持 喜六
	長篠村船持 半左衛門、彦市、喜左衛門、傳右衛門、助左衛門、左五七、嘉右衛門
文化三年掟書	十左衛門、兵右衛門、平八、正藏、八左衛門、十藏、秀助、次郎八、善六、惣次郎
文化十四年掟書	長篠村荷物請払会所 傳右衛門、助左衛門、左左衛門
	乗本村荷物請払会所 八左衛門代 正作
	乗本村船持 十左衛門、兵右衛門、十藏、文藏、正藏、八左衛門、周助、嘉七、次郎八、善六、清兵衛、清八
	長篠村船持 佐五七、左左衛門、助左衛門、傳右衛門、喜左衛門、宗兵衛 有海村船持 喜六

海村の船持も一名加わっている。宝暦四年掟書は、署名から作成者の居村については知り得ないが、末文には「銘々印形致六左衛門へ渡置」とあり、船持衆が印形をした上で六左衛門へ渡すように、と述べられている。この六左衛門という人物は、宝暦七年（一七五七）作成の同家史料にて「三州八名郡乗本村 荷物請□（払カ）問屋 八左衛門、右同断 六左衛門<sup>(23)</sup>」と署名しており、乗本村の間屋であると思われる。また安永五年（一七七六）作成の史料には次の様に記されている。

史料二

覚

一三州八名郡乗本村之内、小川組為屋八左衛門控荷物請払会所之義、祖祖父喜八郎定正拾九歳、正保元甲申年初而落合之上羽根と申所に家荷藏等造立被致、八名・設楽両郡奥村筋分出テ候荷物請込鶴飼造り之通船仕立荷物積入吉田新城江運送渡世被致候所、延宝九酉年村方相談ニ付羽根より積出シ候荷物之分ハ村方通船無高下輪番ニ船積運送為致候筈ニ相極、下代長作・権十郎差置請払支配被為致候所、定正賀大平組長左衛門と申仁元禄元辰年羽根江被為引越長左衛門并子息傳重郎迄二代享保式拾壹辰年迄四拾九年之間被為相勤、傳重郎大平組本宅江被帰候ニ付、元文元辰年今宝暦四戌六月迄式拾壹年祖父八左衛門定安弟分平八郎并子息甚八郎式代被為相勤候處、親子共ニ羽根ニ而死去被致候ニ付、宝暦四戌年今明和六丑年迄拾六年父八左衛門定好孫賀栗衣組六左衛門ニ為致支配候、(後略)

安永五丙申八月吉日為屋正作定久五拾九歳（略押）

為屋本家子々孫々中<sup>(24)</sup>

（注：傍線筆者）

史料二は、当時の為屋当主菅沼八左衛門定久が子孫にあてた覚書である。抜粋部分は為屋創立のあらましが書かれており、荷藏で荷物の管理をしていた人物が時系列に列挙されている。史料二の傍線部に、宝暦四年（一七五四）から明和六年（一七六九）にかけて六左衛門が為屋で荷物の管理をしていた、と記されていることから、宝暦四年掟書に出てくる六左衛門は、菅沼八左衛門家の問屋の關係者と比定できる。先に述べた通り、菅沼八左

表3 掟書の奥書

	奥書
延宝六年掟書	なし
延享四年掟書	右之通此度御相談之上、御究被遊被仰付委細承知奉畏候、船人中間申合急度相守不埒無御座候様可仕候、為其請印差上申候以上
宝暦四年掟書	なし
安永二年掟書	右之趣此度御相談被成、御連印御書付を以逐一被仰聞承報仕奉畏候、船人仲間申合急度相守通船上下無油断諸事実体ニ相勤可申候、依之御請連判仕候為後証依如件
寛政四年掟書	今度船主中御立会ニ而御申被渡候前条、仲間共一々承知仕候、向後屹度相守通船可仕候、依之船人仲間御請連印仕候
文化三年掟書	(右此度び御相談の上、船上下掟の趣き仰せ渡され委さに承知仕り候、以来仲間の者共申し合わせ急度相守り申すべく候、依て御請け印差し出し申し候処件の如し)
文化十四年掟書	右之趣此度御相談被成、御連印御書付ヲ以逐一被仰聞承知仕奉畏候、船人仲間申合急度相守通船上下無油断諸事実体ニ相勤可申候、依之御請連印仕候為後証依而件如

注 文化三年掟書は菅沼貴一『吉田川回漕史 改訂復刻本』（金田博子、2008年）より抜粋。

衛門家の問屋荷物は乗本村内の船持が運搬を担当していたことから、宝暦四年掟書の署名は乗本村の船持と推定される。文化三年掟書は、前述の通り署名の多くが乗本村の船持と合致することから、乗本村の船持と思われる。

### (五) 掟書の奥書

表3は掟書の奥書一覧である。奥書は、延宝六年掟書と宝暦四年掟書を除く四点で確認された。文化三年掟書には奥書がみられないが、『吉田川回漕史 改訂復刻本』<sup>(25)</sup>に船人署名と印判付の奥書がなされた同年作成の掟書が掲載されている。両者の文言がほぼ同一であることから、文化三年掟書は奥書ありとみなし、奥書がある掟書の点数は合計五点とした。

奥書の内容は、延享四年掟書に「右之通此度御相談之上、御究被遊被仰

付委細承知奉畏候、船人中間申合急度相守不埒無御座候様可仕候、為其請印差上申候」とあり、①船持たちの決定事項を承知した旨、②船人仲間でも話し合いこれらの条文を守る旨が記されている。他の掟書も文言は異なるが概ね同様の内容が述べられている。先の末文と併せて考えると、掟書では①船持層の協議により条文が作成され、②船人が奥書でその旨を承知し請印をする、という形式を採用しているものが多く、形式上でも船持と船人の間に上下関係が表現されている。文言の類似性としては、安永二年掟書と文化十四年掟書の文言が、完全に同一であった(表3下線部)。

以上のように、現存する掟書の末文と作成者、奥書を比較してきた。作成者は船持層が単独で作成したものと、船持層に問屋や名主が加わり作成したものが確認された。また船持層単独で作成したものは、乗本村の船持が単独で作成したものと、他村の船持層と連名で作成した掟書が確認された。末文の文言は掟書ごとに異なるが、安永二年掟書と文化十四年掟書はほぼ同一の表現がなされていた。奥書の文言も末文と同様の傾向がみられた。

## 二 掟書の内容

### (一) 掟書の項目の概要

掟書の項目はそれぞれ多岐に渡るが、大まかに分類すると、①船人への規制、②運航ルール、③その他、に分類できる。①は博奕や喧嘩の禁止、荷物の取扱方、欠落など違反を行った船人への罰則事項と船持層の対処法が記されている。②は吉田・前芝間の往復日程や運賃の設定と分配方法、

表4 通船掟書の条文数と共通項目

	延宝六年 掟書	延享四年 掟書	宝暦四年 掟書	安永二年 掟書	寛政四年 掟書	文化三年 掟書	文化十四 年掟書	
条文数	3	11	13	17	10	9	12	
共通項目				古例遵守			○	
		往復日程		○	○		○	
		継荷		○				
		船人扶持 米		○			○	
		川浚い		○			○	
		荷物取扱	○	○			○	
		運上金	○	○				
		船人欠落		○			○	
		前金上限		○	○		○	
		喧嘩・博 奕禁止		○			○	
		他国船人 取扱					○	
						石積禁止	○	○
						荷物遅滞 時の運賃		○
						ほまち荷 禁止	○	

注 過去の掟書と同一の項目があるものは○で示した。

積み荷重量の上限、川浚い時の人足差出方法などが書かれている。③は上記に該当しない雑多なものである。これらの条文の一部は、後年の掟書に継続して規定されていることから、共通の項目においても過去の掟書との間に関連性があると思われる。そこで次に、複数の掟書に共通する項目とその内容をみてゆく。

(二) 項目の共通性と内容の類似性

表4は、複数の掟書に規定された項目を抜粋したものである。条文数と

表5 「荷物取扱」項目の文言

	文言
延享四年 掟書	一上下荷物之儀随分大切ニ紛失無之様可致候、若紛失致候者、同国船人中間として弁へ可申候
宝暦四年 掟書	一上下御荷物入念大切ニ取廻シ可申事
安永二年 掟書	一上下運送荷物紛失無之候様大切ニ可致候、若シ紛失致候ハ、船持仲間并両村名主・組頭立会、其訳相糺シ候上ニ而、其節掛り合之船人仲間江弁へ可申付候事
寛政四年 掟書	一船積荷物之儀、送状ニ引合問屋江屹度相渡可申事 一登り荷物川岸江揚捨置不申直ニ送り状問屋并荷主江相届可申事、向後捨置候節右荷物運賃相渡不申候事、若亦荷物紛失仕候節ハ価値増其船人ノ弁金可仕候事 一登り荷物積着岸致し、雨天又ハ夜分ニ相成候而問屋荷主江難相届候節者、其船人仲間ニ而番可仕候事、且亦右荷物番仕候連翌日通船上下滞不相成候様可仕事
文化十四 年掟書	一上ケ下ケ運送荷物紛失無之様大切ニ仕、送状ニ引合問屋并荷主江急度引渡可申候、万一致紛失候ハ、両村役人并船持仲間立会、其訳相糺候上ニ而、其節掛り合之船人仲間江弁へ可申付候事

共通項目を比較すると、延享四年掟書の全条文十一項目のうち九項目が安永二年掟書にも掲載されていた。また文化十四年掟書でも八項目が掲載されていない。このことから、安永二年掟書と文化十四年掟書は、延享四年掟書をベースに作成されたと思われる。前章でも指摘したが、両掟書は奥書の文言が同一である点も踏まえると、共通項目の内容や文言にも何かしらの類似性があると仮定できる。そこで次に、共通項目の内容をみてゆく。

表5は、表4の共通項目「荷物取扱」の文言を抜粋したものである。同項目は、七点の掟書に最も多く掲載されているため、今回の比較に使用した。延享四年掟書と共通する文言には下線を付している。延享四年掟書の内容は、①荷物は大切に扱い紛失しないこと、②もし紛失した場合は船人

仲間が弁償する、というものである。安永二年掟書や文化十四年掟書の場  
合、加筆が加わるものの、①及び②と同じ内容が記されており、なおかつ  
延享四年掟書と共通する文言が使用されている。宝暦四年掟書は、「上下  
御荷物」のように延享四年掟書と共通する単語を使用して、①については  
触れているが、紛失時の弁償について規定されていない。寛政四年掟書は、  
①に該当する荷物の取り扱いの項目が複数追加されている。②については  
規定されているが、登荷物に限定されており、また、罰則の対象が船人仲  
間ではなく船人本人となっている。

右の点から、安永二年掟書と文化十四年掟書は、延享四年掟書の規定項  
目と文言を踏襲して作成されており、他の掟書と比べて強固な関連性を持  
つと考えられる。前章でも触れた通り、安永二年掟書と文化十四年掟書は  
差出人の署名に問屋が加わっている点からも、他の掟書とは性質の異なる  
ものと思われる。

これらを併せて鑑みると、豊川水運の掟書には延享四年掟書をベースに  
作成した掟書（以降「掟書A」とする）、他の掟書との関連性が希薄で単  
発的に作成した掟書（以降「掟書B」とする）、の二種類が存在しており、  
「掟書A」は母体である延享四年掟書と安永二年掟書、文化十四年掟書が  
該当し、それ以外が「掟書B」に該当すると考えられる。ここで疑問にあ  
がるのは、この二種類の掟書の間に関連性があるかどうかである。表4に  
よると文化十四年掟書には、延享四年掟書との共通項目以外に、寛政四年  
掟書及び文化三年掟書と共通する項目も記載されている。そこで次に、寛  
政期以降に創設された共通項目の条文を比較しながら、二種類の掟書の関  
連性を検討してゆく。

表6 文化十四年掟書の共通項目の文言

	項目文言		
	①石積の禁止	②ほまち荷	③運送遅延時の運賃分配
寛政四年 掟書	一兼而申渡候通石積候義堅仕問 敷候、若石積もの有之候ハ、 船人仲間ハ相届ク可申事		一登荷物相待船遅滞仕問鋪事、 若上下相滞候節者登り運賃三分 一其船人江相渡、相残り三分二 惣船主半分、両村惣船人江半分 割渡可申事
文化三年 掟書	一途中ニ而石積方先規通り急度 致間敷候、無扨筋ニ而引合来り 候ハ、其船親ハ惣持迄相断、壹 艘又者半艘と致し積可申候、舟 人引合上下之度々我俣ニ積入候 儀、以来共決而不相成候、若シ 又背候船人有之候ハ、船持早々 立会相談之上取斗可申候事	一茶并ニ外荷物積候船々江ほま ち積入儀、先規定通り急度相成 不申候、以来相背積入候ハ、右 ほまち運賃半分宛行司取上船親 江相渡不申候事、尤羽根ニ而茶 積入候船下夕敷之多ゆへ、船人 願候ハ、杵板ニ而三間・四間迄 者為積、運賃船人ニ為取可申積 り也 但し、是も吟味者船持ニ而当時 船持致し候船々ハ行司江相達 申答也	
文化十四 年掟書	一前々之通下り荷物問屋并荷主ハ積入候元荷物之外、ほつた并 石積候儀堅仕問敷候、惣而途中ハほつた荷物積申間敷候、万 心得違之者有之石并ほつた荷物積候もの有之候ハ、船人仲間 ハ相届可申、其節之軽重により両村役人船主相談之上、急度可 申候事		一前々定之通登り荷物相待船遅 滞仕問鋪候、若上下相滞候節者 運賃三分一其船人江相渡シ、残 三分二惣船主江半分、惣船人半 分割渡シ可申候事

(三) 二種類の掟書の関連性

表6は、文化十四年掟書に反映された寛政四年掟書と文化三年掟書の条  
文を抜粋したものである。反映項目は①石積の禁止、②ほまち荷<sup>(26)</sup>の禁止、



③運送遅延時の運賃分配である。①・②は、文化十四年掟書では統合されて掲載されている。文化三年掟書では、①には船持より相談があれば限定的に解除する旨も記され、②では罰則規定などが追加されている。しかし文化十四年掟書では、限定解除の旨や明確な罰則規定は無く、船人仲間より報告し違反内容の軽重により村役人と船持で相談して取り計らうこと、と記されている。③は寛政四年掟書で創設された項目で、登り荷物が遅延した場合は、運賃を乗船していた船人と惣船人、惣船主で三等分するという規定である。文化十四年掟書には、ほぼ同一の文言が記されており、寛政四年掟書を踏襲したものと思われる（表6下線部）。

以上、寛政期以降の共通項目から両掟書の関連性をみてきた。文化十四年掟書（「掟書A」）は、寛政四年掟書と文化三年掟書（「掟書B」）の条文が踏襲もしくは反映されており、当該期の両掟書は独立して運用されたものではなく、関連性をもって運用されていたといえよう。

### 三 「掟書A」の変遷

#### （一）延享四年掟書と安永二年掟書の比較

前章までに項目の共通性と内容の類似性から、「掟書A」及び「掟書B」の関連性について指摘してきた。ここでは「掟書A」内の共通項目の文言の踏襲性を検討することで、「掟書A」の変遷について考えてゆく。比較に際しては使用される単語や表現の違いに注視してゆき、異体字や送り仮名の有無、返り点の差異は対象外とした。なお、延享四年掟書と文化十四年掟書の比較は、延享四年掟書と安永二年掟書の比較と同様の傾向であったため、今回は省略した。

表7 延享四年掟書と安永二年掟書の共通項目

	延享四年掟書	安永二年掟書	
共通項目	往復日程	一吉田前芝上下之儀正月十五日 <small>の</small> 十月十五日迄二日上下、十月十六日 <small>の</small> 正月十四日迄三日上下二可致事	一延享四卯年定之通吉田前芝上下正月十五日 <small>の</small> 十月十五日迄二日上下、十月十六日 <small>の</small> 正月十四日迄三日上下二可致候、新城川路迄瀬取荷物之義差間之節者、一日兩度宛上下可致候事
	継荷	一瀬取上下之儀荷物差間候節者、仰付次第一日兩度急度相勤可申候事	
	船人扶持米	一扶持之儀、吉田上下二日懸り白米四升・遣銭四拾四文、三日上下白米四升六合・遣銭七拾貳文、瀬取上下白米貳升、風雨之節逗留致候者一日老人前白米五合宛・宿払三拾貳文、尤雨降候共水増シ不申候而逗留致候者扶持出シ不申事	一船人扶持米遣銭之義、前々定之通船上下度毎相渡可申候、雨降候共水増不申候節逗留致候ハ、扶持米遣銭差出不申候事
	川浚い	一川さらへ之節壹艘ニ付船人壹人酒銭拾貳文ツ、出可申候、尤干水ニ而舟自由悪鋪被成候者舟主ニ之江申談下知之上さらへ可申候、船人差合御座候者外人成共壹人ツ、急度出可申候、船人壹人宛出候上ニ而舟上下者勝手次第可致候事	一川さらへ之節壹艘付船人壹人酒銭拾貳文宛出シ可申候、尤干水ニ而船通路悪敷相成候節者船主々江申談下知之上さらへ可申候、船人差合有之候節者外人壹人宛急度出シ可申候、船頭壹人宛出シ候上ニ而者船上下勝手次第可致候、船道格別損シ人足余慶相掛り船上下日数多費可申候時節者、賃銀差出シ雇人致シ上下日数費不申候様船主・船人可相心得候事
	荷物取扱	一上下荷物之儀随分大切ニ紛失無之様可致候、若紛失致候者同国船人中間として弁へ可申候	一上下運送荷物紛失無之候様大切ニ可致候、若シ紛失致候ハ、船持仲間并両村名主・組頭立会、其訳相組シ候上ニ而其節掛り合之船人仲間江弁へ可申付候事
	船人欠落	一船人欠落致候者請合候中間へ申達尋為帰可申事	一船人欠落致シ候ハ、請合仲間江申談尋為帰可申候、前金之義老人前米銭都合金三分之外借シ中間敷候、尤請合書付を取借シ可申候事
	前金上限	一前金之儀老人ニ付米銭ニ而成共都合金三分 <small>の</small> 外借申間敷候、尤請合証文を取借可申事	
	喧嘩・博奕禁止	一舟上下之節博奕・喧嘩口論不及申、大酒等致不申候様吟味可致事	一舟上下之節博奕・喧嘩・口論者不及申ニ、大酒不致上下運送無油断出精相勤候様船人仲間申合急度相慎可申候事

表7は、延享四年掟書と安永二年掟書の共通事項を抜粋したものである。文言が共通している部分には、下線が付してある。往復日程と継荷の項目は、安永二年掟書では一項目に統合されている。往復日程の項目は、下線部のように同一の文言で書かれている。継荷の項目は両者はほぼ同じ内容であるが、安永二年掟書では継荷の宛先として具体的な村名が挙げられており、新城町と川路村（共に現在の愛知県新城市）が記されている。文言は、延享四年掟書には「瀬取上下之儀荷物差問候節」や「一日両度急度相勤可申候事」と記されている部分が、安永二年掟書では「瀬取荷物之義差問之節」及び「一日両度宛上下可致候事」と記されており、文言が組み換えられている。

船人扶持米の項目は、大部分は同じ内容であるが、延享四年掟書では具体的な基準が示されているのに対して、安永二年掟書は具体的な基準を「前々定之通」と省略している。扶持米支給の例外に関する文言は、大部分が同じであるが、延享四年掟書では「水増シ不申候而」や「持出」と表記しているところを、安永二年掟書は「水増シ不申候節」や「差出」と表記しており、使用する単語が異なっている。

川浚いの項目は、安永二年掟書では延享四年掟書の大部分を転載し、そこに新たな内容を追加している。一方で転載された文言の一部には、両者で異なる単語が使用されている。延享四年掟書には「舟自由悪鋪」と書かれている箇所を、安永二年掟書は「船通路悪敷」と書いており、条文の内容に差異が出ない範囲で、意味の異なる単語を使用している。

荷物取扱の項目は、内容は既に触れているため、文言のみ言及してゆく。延享四年掟書では「上下荷物之儀随分大切ニ紛失無之様可致候」としている部分が、安永二年掟書は「上下運送荷物紛失無之候様大切ニ可致候」と

しており、単語の追加や削除、文言の組み換えが確認された。

船人欠落と前金上限の項目は、安永二年掟書では統合されており、両項目とも内容は同じである。文言は、延享四年掟書で「船人欠落致候者」と記されている部分が、安永二年掟書は「船人欠落致シ候ハ、」と記されている。また延享四年掟書では「中間へ申達」と記載されている部分が、安永二年掟書は「仲間江申談」に変更されている。

喧嘩・博奕禁止の項目は、両者ともほぼ同じ内容である。文言は、延享四年掟書では「大酒等致不申候様吟味可致事」となっている部分が、安永二年掟は「大酒不致上下運送無油断出精相勤候様船人仲間申合急度相慎可申候事」と書かれており、新規の文言が追加されている。

## (二) 安永二年掟書と文化十四年掟書の比較

表8は、安永二年掟書と文化十四年掟書の共通事項を抜粋したものである。表7同様に、文言が共通している部分には下線が付してある。古例遵守の項目は、遵守する古例の数以外は、同一の内容である。文言は大部分が共通しているが、安永二年掟書では「船主・船人・名主・組頭立会」と記していた部分のみ、文化十四年掟書は「両村役人・船主・船人立会」と記している。内容に差異が無い範囲で使用される単語や順番に変更がみられた。

往復日程の項目は、文化十四年掟書では大きく異なっており、下線部①の通り寛政四年（一七九二）に船人の願いにより規定が変更されていた。前述の『新城市誌』で指摘されているような従属的な関係とは異なり、文化十四年（一八一七）時点の船持と船人の関係性は、船人も掟書の作成に関与していた一面を垣間見る事ができる。継荷の項目は、文化十四年掟書

表 8 安永二年掟書と文化十四年掟書の共通項目

	安永二年掟書	文化十四年掟書	
共通項目	古例遵守	一百余年以前延宝六年船持仲間連判定之通堅相守、鵜飼通船運送持無油断出精致シ御年貢上納仕、御林御伐出シ御用之荷物船積材木筏運送被仰付候節者、船主・船人・名主・組頭立会、川水見届大切ニ運送可相勤候事	一百四拾年以前延宝六五年・七拾年以前延享三寅年・同四卯年・四拾四年以前安永武巳年船持仲間連判定之通堅相守、鵜飼通船運送持無油断出精御年貢上納仕、御林御伐出シ御用之荷物船積材木筏運送被仰付候節者、両村役人・船主・船人立会、川水見届大切ニ運送可相勤候事
	往復日程	一延享四卯年定之通吉田前芝上下正月十五日迄十月十五日迄二日上下、十月十六日迄正月十四日迄三日上下ニ可致候、新城・川路迄瀬取荷物之義差間之節者、一日兩度宛上下可致候事	一吉田前芝上下之儀前々之定ニ者正月十五日迄十月十五日迄二日上下、十月十六日迄正月十四日迄三日上下ニ可致定候處、①寛政四辰年船人中ノ願有之両村役人・船主立会相談之上、春者彼岸明候日迄二日上下、秋者九月節ニ入候日迄三日上下ニ可致段相定申候、向後茂石之心得ニ而船上下無滞可致候事
	継荷		
	船人扶持米	一船人扶持米遣錢之義、前々定之通船上下度毎相渡可申候、雨降候共水増不申候節逗留致候ハ、扶持米遣錢差出不申候事	一船人扶持米遣錢之儀、前々定之通船上下度毎ニ相渡シ可申候、雨降候共水増不申候節致逗留候ハ、扶持米遣錢差出シ不申候事、尤十月朔日迄三月十五日迄者、水増不申候共大降ニ候ハ、扶持米遣錢差出シ可申候事
	川浚い	一川さらへ之節老艘付船人一人酒錢拾貳文宛出シ可申候、尤干水ニ而船通路悪敷相成候節者船主々江申談下知之上さらへ可申候、船人差合有之候節者外人一人宛急度出シ可申候、船頭一人宛出シ候上ニ而者船上下勝手次第可致候、船道格別損シ人足余慶相掛り船上下日数多費可申候時節者、賃銀差出シ雇人致シ上下日数費不申候様船主・船人可相心得候事	一川さらい之儀、前々定之通船人一人前酒錢拾貳文宛差出シ可申候、尤干水ニ而船道悪敷相成候節者船主江申談下知之上さらへ可申候、船道格別損人足余慶相掛り船上下日数費可申候時節ハ、賃銀差出雇人いたし上下日数費不申候様船主・船人相心得可申候、猶亦川さらへ之節随分致出精さらへ可申候事
	荷物取扱	一上下運送荷物紛失無之候様大切ニ可致候、若シ紛失致候ハ、船持仲間并両村名主・組頭立会、其訳相糺シ候上ニ而其節掛り合之船人仲間江雜へ可申付候事	一上ケ下ケ運送荷物紛失無之様大切ニ仕、送状ニ引合問屋并荷主江急度引渡可申候、万一致紛失候ハ、両村役人并船持仲間立会、其訳相糺候上ニ而其節掛り合之船人仲間江并可申付候事
	船人欠落	一船人欠落致シ候ハ、請合仲間江申談尋為帰可申候、前金之義老前米錢都合金三分之外借シ申間敷候、尤請合書付を取借シ可申候事	一船人致欠落候ハ、請人仲間江申談尋為返可申候、前金之儀米錢ニ而都合金三分之外貸申間敷候、尤請合書付取貸可申候事
	前金上限		
喧嘩・博奕禁止	一船上下之節博奕・喧嘩・口論者不及申ニ、大酒不致船上下運送無油断出精相勤候様船人仲間申合急度相慎可申候事	一船上下之節博奕・喧嘩・口論者不及申ニ、大酒不致船上下運送無油断出精相勤候様船人仲間申合急度相慎可申候事	

では削除されている。

扶持米の項目は、文化十四年掟書では安永二年掟書の文言を転載しつつ、扶持米支給の新たな例外を提示している。具体的には「尤十月朔日迄来三月十五日迄者水増不申候共大降ニ候ハ、扶持米遣錢差出シ可申候事」とあり、十月一日から三月十五日までは、川の水量が変化せずとも大雨であれば扶持米などを提供する、とされている。

川浚いの項目は、安永二年掟書では「船人差合有之候節者外人一人宛急度出シ可申候、船頭一人宛出シ候上ニ而者船上下勝手次第可致候」と記載されている部分が、文化十四年掟書では削除されている。それ以外は両者とも同じ内容である。文言の大部分は同一であるが、前節と同様に一部の使用単語にバラつきがある。延享四年掟書が「自由」、安永二年掟書が「通路」としていた部分を、文化十四年掟書は「道」と書いており、単語は異なるが安永二年掟書と同意であった。

荷物取扱の項目は、文化十四年掟書では「送状ニ引合問屋并荷主江急度引渡可申候」という文章が追加され、送り状を参照して問屋や荷主へ必ず渡すこと、と記している。その他の内容は同一である。文言は、「若シ」と「万」こういった単語の違いや、「船持仲間并両村名主組頭立会」と「両村役人并船持仲間立会」といった文言の組み換えがなされている。

船人欠落の項目は、両者とも同一内容である。文言は、前節では単語が変更されていた部分が、文化十四年掟書は安永二年掟書と同じく、「船人欠落致シ候ハ」と表現されている。一方で異なる単語を使用している箇所もあり、安永二年掟書では「請合仲間」とされていたのが、文化十四年掟書は「請人仲間」となっている。前金上限の項目も両者は同じ内容である。文言は、内容に差異が無い範囲で変更されており、安永二年掟書は「壹

人前米銭都合金三分」、文化十四年掟書は「米銭二而都合金三分」と記されている。なお安永二年掟書では「借シ」と書いている部分を、文化十四年掟書は「貸」と書いているが、前者の送り仮名が「シ」と表記されている点を鑑みて、同一の意味とみなした。

喧嘩・博奕禁止の項目は、完全に同一の文言が使用されている。

以上、各項目の内容及び文言を比較して、「掟書A」間の条文の踏襲性をみてきた。各掟書の共通項目の内容は、それぞれに追加や削除はあったが大意は同じであった。文言は、文化十四年掟書は安永二年掟書と同一の文言が多く使用されていた。各掟書で異なる単語を使用していた部分を比較すると、延享四年掟書と安永二年掟書は、単語の意味が異なっていた。一方で文化十四年掟書と安永二年掟書は、同じ文言或いは類語が用いられており、延享四年掟書と比べて強い踏襲性がみられる。前章では項目内容の共通性から、延享四年掟書が掟書Aのベースになっていると指摘したが、文言の踏襲性と後世への影響力を加味すれば、安永二年掟書が後の「掟書A」の基点であり、同時期に乗本村ないしは豊川水運にまつわる地域の画期となる変化があったと推察される。

## おわりに

現存する七点の掟書を、作成者の違いや文言の類似性に注目しながら解説を試みた。近世当時においては、従来の研究で掟書の特徴とされていた船人の請印の有無とは別に、掟書とみなす判断基準が存在していた。末文と奥書の文言から多くの掟書では、①船持層が協議により条文を作成し、②奥書で船人がその旨を承知し請印をする、という形式が取られており、

文言上で船持と船人の間にある上下関係が表現されていた。作成者の肩書と項目の種類、内容の類似性から、豊川水運の掟書には、問屋と船持が中心になって作成し延享四年掟書の文言をベースにした「掟書A」と、船持が作成し延享四年掟書との関連性が希薄な「掟書B」の二種類が存在していた。

「掟書A」は、寛政期以降には「掟書B」の条文を踏襲あるいは反映させた条項が追加されるようになった。また文化十四年掟書では、船人の発案により条文が変更された旨が記されており、船人も豊川水運の運営に参加する手段が存在していたと思われる。「掟書A」間の文言を比較して条文の踏襲性をみたところ、安永二年掟書の文言は、内容に差し支えない細かな部分も含めて、後の掟書でも引用されていた。後世の「掟書A」に大きな影響を与えていた点から、豊川水運に関わる地域社会にとっての画期であったと考えられる。

- (1) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 資料編十九 近世五 東三河』（愛知県、二〇〇八年）九六〇頁。
- (2) 愛知大学総合郷土研究所『愛知大学総合郷土研究所所蔵文書目録三 三河国 八名郡・宝飯郡・設楽郡』（愛知大学総合郷土研究所、二〇二〇年）六九頁、八九頁。
- (3) その他の所蔵先としては、徳川林政史研究所、新城市乗本地区区有文書、個人蔵などが挙げられる。

- (4) 新城市誌編集委員会『新城市誌』（愛知県新城市、一九六三年）二七八頁、二七九頁。

- (5) 前掲注(1)。

- (6) 前掲注(1)。

- (7) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 通史編五 近世二（愛知県、二〇一九年）

三三二頁～三三三頁。

(8) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書八四。

(9) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書一〇一。

(10) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書一一六。

(11) 鈴木重安『改訂 八名郡誌』(鈴木重安、一九五六年) 一〇九五頁。

(12) 愛知県史編さん委員会『愛知県史 通史編五 近世二』(愛知県、二〇一九年) 三二六頁。

(13) 国立史料館『史料館所蔵史料目録 第三十九集 三河国八名郡乗本村菅沼家文書』(国立史料館、一九八四年) 一〇四～一〇六頁。

(14) 前掲注(10)。

(15) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書七三。なお、史料自体は延宝九年(一六八一)作成であるが、史料中に延宝六年掟書の写しが差出人・年月日・宛名と共に掲載されている。検証ではこの部分を延宝六年掟書として使用する。

(16) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書七六。前掲注(6)と同じ。

(17) 二〇二二年六月時点、冊子目録で確認可能なものは、愛知大学総合郷土研究所所蔵文書目録三 三河国八名郡・宝飯郡・設楽郡〔愛知大学総合郷土研究所、二〇二〇年〕、国立史料館『史料館所蔵史料目録 第三十九集 三河国八名郡乗本村菅沼家文書』(国立史料館、一九八四年)の二点である。後者には豊橋市美術博物館と愛知大学総合郷土研究所の所蔵史料も一部目録に含まれている。

(18) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書七七。

(19) 豊橋市美術博物館所蔵 橋良文庫菅沼家文書一〇三。『新城乱誌』などに掲載された文化三年作成の掟書と同じと考えられる。

(20) 愛知大学総合郷土研究所所蔵 三河国八名郡乗本村菅沼家文書七五。

(21) 各史料の出典は、延宝六年掟書は前掲注(15)、延享四年掟書は前掲注(16)、宝暦四年掟書は前掲注(18)、安永二年掟書は前掲注(8)、寛政四年掟書は前掲注(9)、文化三年掟書は前掲注(19)、文化十四年掟書は前掲注(10)を参照。以降、表中に注記の無い掟書の出典は表1と同じ。

(22) 前掲注(15)。

(23) 愛知大学総合郷土研究所所蔵 三河国八名郡乗本村菅沼家文書六七。

(24) 愛知大学総合郷土研究所所蔵 三河国八名郡乗本村菅沼家文書七〇。

(25) 菅沼貴一『吉田川回漕史改訂復刻本』(金田博子、二〇〇八年) 五三頁～五八頁。

(26) 前掲注(25)によると「所定の荷物以外に荷物を積む」とし、また同史料の解説では、ほまち荷について「契約以外の自分または他人の荷をひそかに運び、自分の収入とした」と述べられている。文化十四年掟書には「ほつた」と表現されているが、小学館国語辞典編集部『日本国語大辞典 第二版』(小学館、二〇〇一年)によると、宝飯郡地域の方言で「ないしょの金。へそくり」の意味があるとされている。以上の点から「ほまち」と「ほつた」を同一の意味と捉えた。

(愛知大学総合郷土研究所研究員)